



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ヨ シ ッ ク ス  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 岡 昌 成  
(コード番号：3221 東証 J A S D A Q ・ 名 証 第 二 部)  
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 室 室 長 大 崎 篤 彦  
( TEL. 052-932-8431)

## 「内部統制システムの基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」の内容の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

### 記

#### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「企業行動規範」を制定し、その運用に努めるとともに、継続的なコンプライアンス教育・啓蒙を行う。
- ・ コンプライアンスや内部管理体制の適切性・有効性を定期的に検証し、問題点の改善・是正を行うために、取締役を内部統制統括責任者に選任し、内部統制全般の適切な整備・運用を行う。内部統制統括責任者は、情報管理・リスク対策を統括・管理するとともに、他の委員会等を通じて社内の情報収集を行い、会社の内部統制体制の有効性の確保を図っていく。
- ・ コンプライアンス体制の強化を目的として、内部通報制度を導入する。

#### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社のコーポレート・ガバナンス強化のために、取締役会において会社全体で取り組むべき課題（社会的責任・リスク対策）の方針を決定する。  
内部統制統括責任者はその方針に沿って、主管部署を指示しコンプライアンス管理規程をはじめとする関連規程の整備・運用等、当社のリスクマネジメント体制の充実と強化を図っていく。

#### (3) 当社における業務の適正を確保するための体制

- ・ 業務の執行が法令および定款に適合するとともに、業務の適正と効率性の確保を目的として、組織規程や業務分掌規程をはじめとする社内規程を定め業務を執行する。  
これらの規程は、法令の改廃や業務の見直し等、必要のある場合に随時見直しを行うものとする。
- ・ 業務執行部門から独立した取締役社長直轄の内部監査部門を設置し、各部門の業務プロセス等をチェックし、不正の防止とプロセスの改善に努める。
- ・ 内部統制統括責任者のもと、関連部署が主管となり財務報告の正確性・信頼性の確保とその推進を目的とする内部統制規程を制定し、内部統制システムの整備と強化を進める。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役は、その職務の執行に係る情報および文書の取り扱いについて、社内規程を定めるとともに、その規程の定めに基づき、適切に保存し管理を行う。

社内規程は法令の改廃等、必要のある場合に随時見直しを行うものとする。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役は、合理的かつ効率的な職務執行を確保するために、職務の役割分担を定めるとともに、取締役会規程や職務権限規程に基づき業務を執行する。

(6) 監査役監査の実効性確保体制

- ・監査役は、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を置くことを、取締役社長に求めることができる。また、その場合の使用人は専任者とし、監査役以外の指揮命令を受けないものとする。
- ・監査役は、内部監査部門から内部監査状況に係る情報の提供を受けることができるほか、重要な会議の内容の報告を受けるものとする。また、必要に応じて社内の会議に出席を求めることができるものとする。
- ・監査役は、代表取締役、会計監査人との定期的な情報交換の場を持つものとする。
- ・取締役および使用人は、業務執行において法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れがある事実を発見した場合は、速やかに監査役に報告する。
- ・取締役および使用人が監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ・当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対して、法令に基づく費用の前払い等を請求したときは、監査役の職務の執行に必要でないことを証明された場合を除き、速やかに前払い費用等を支払う。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ・当社は制定された「企業行動規範」により、反社会的勢力との関係を遮断する事を宣言し、お取引先の調査を実施、反社会的勢力の経営への関与防止、当該勢力による被害の防止等に努める。

以 上